

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 従業員持株会に代わる安定株主としての一般社団法人の活用

従業員持株会は、従業員の福利厚生や経営参画意識の向上、事業承継における安定株主対策として有効ですが、業績低迷により無配が続いた場合や、従業員の退職が相次いだ場合など、株式の次なる担い手となる従業員や株式の取得に必要な資金を集めることができないケースも散見されます。

このような場合には、従業員持株会が保有する株式を退会希望者が出るたびに段階的に処分し、従業員持株会の廃止や一般社団法人への株式異動などに向けた検討が必要となってきます。

1. 従業員持株会からの株式取得時、税務上の留意点

- (1) オーナー経営者が従業員持株会から株式を取得する場合には、原則的評価による株価が税務上の時価となります。時価よりも低い価格で株式を取得した場合には、贈与税が課税されます。
- (2) 発行会社が従業員持株会から自己株式として取得する場合には、原則的評価による株価が税務上の時価となります。時価よりも低い価格で自己株式を行った場合には、従業員持株会以外の株主が保有する株式の価値が高まるため、従業員持株会以外の株主に贈与税が発生する可能性があります。一方、売主である従業員にとっての時価は配当還元価額であるため、「みなし譲渡」課税の対象にはなりません。
- (3) 一般社団法人が従業員持株会から株式を取得する場合には、通常、配当還元価額以上で株式を取得すれば受贈益課税は生じません。ただし、一般社団法人が同族株主となる場合には、原則的評価による株価が税務上の時価となり、時価と取得価額との差額が受贈益課税の対象となります。

2. 安定株主としての一般社団法人

従業員持株会の保有株式を一般社団法人に譲渡し、従業員持株会に代わる安定株主とすることが可能です。安定株主としての一般社団法人の特徴はつぎのとおりです。

	一般社団法人	従業員持株会（民法組合）
株式の購入資金	融資等で資金調達し、配当金から返済	従業員が株式取得のための資金を拠出
株式の所有者	一般社団法人	会員である従業員の共有財産
配当金の分配	剰余金の分配はできない	会員の出資持分に応じて配当を実施
配当金受領時の課税関係	原則、全ての所得に法人税が課税される	民法組合への課税なし。会員である従業員の配当所得となる
従業員の退職	影響なし（退職者が理事・社員の場合のみ変更手続きが必要）	従業員に拠出金の払戻しが必要（次なる株式資金の担い手が必要）
法人登記	必要（設立時および役員変更時）	不要
機関設計	社員総会2名以上+理事1名以上（理事と社員の兼任可）	会員総会2名以上+理事1名以上（会員と理事の兼任可）
事業内容	制約なし（営利目的事業も実施可能）	自社株式の取得に限る

お見逃しなく！

一般社団法人に対して、相続税の負担を不当に逃れるために贈与や遺贈を行った場合には、一般社団法人を個人とみなして相続税や贈与税が課税される場合があります。オーナー経営者の株式を一般社団法人に譲渡する際には譲渡所得税以外に相続税・贈与税にも注意が必要です。